

## 第12回世界貿易機関（WTO）閣僚会議（MC12）成果文書

2022年6月17日採択

我々閣僚は、2022年6月12日から17日まで、ジュネーブにおいて、第12回会合を開催した。

1. 我々は、ルールに基づく、無差別的で、開かれ、公正で、包摂的な、公平かつ透明性のあるWTOを中核とする多角的貿易体制を強化することを決意する。この観点から、我々は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定に定められた原則及び目的を再確認し、世界経済の回復、成長、繁栄、貧困、全ての人の福祉、持続可能な開発、及び経済発展の異なるレベルにおけるそれぞれのニーズと関心に応じた方法で環境保護及び保全に関する協力を促進することにあたっての、国際貿易及びWTOのレレバンスと重要な役割を強調する。
2. 我々は、開発途上にある加盟国及び後発開発途上国（LDC諸国）に対する特別かつ異なる待遇の規定が、WTO及びその協定の不可分の一部であることを再確認する。WTOの協定における特別かつ異なる待遇は、明確で、効果的で、運用可能であるべきである。さらに、我々は、貿易が、生活水準の向上、完全雇用の確保、加盟国の持続可能な開発の追求、及び経済発展の異なるレベルにおける加盟国のそれぞれのニーズと関心に従ってそれらを行う方法を強化するという観点から、行われるべきものであることを想起する。我々は、合意されたとおり、貿易と開発委員会特別会合（CTDSS）及びWTOの他の関連する場において、特別かつ異なる待遇の適用の改善に引き続き取り組み、MC13までに進捗を一般理事会に報告するよう事務方に指示する。
3. 我々は、利用可能な機会を活用し、WTOが直面している課題に対処し、WTOが適切に機能することを確保する必要性を認める。我々は、WTOの必要な改革に向けて努力することにコミットする。WTOの基本原則を再確認する一方で、我々は、WTOの全ての機能を向上するための改革を構想する。この作業は、加盟国主導で、開かれた、透明性のある、包括的なものでなければならず、開発課題を含む全ての加盟国の利益を扱うものでなければならない。一般理事会と補助機関は作業を実施し、進捗状況を評価し、適切な場合には、次回の閣僚会議に提出する決定を検討する<sup>1</sup>。
4. 我々は、紛争解決制度について、上級委員会に関するものも含め課題及び懸念を認め、これらの課題及び懸念に対処することの重要性及び緊急性を認識し、2024年までに全ての加盟国が利用できる完全なかつよく機能する紛争解決制度の実現を目的として議

<sup>1</sup> また更に重要なことは、本テキストにおいては、WTO加盟国のグループによる関連事項を議論するための会合や一般理事会ないしその補助機関による検討のための提出を妨げない。

論を行うことにコミットする。

5. この困難な状況の下、我々は、国連開発計画委員会（CDP）が設定した卒業基準を満たした、あるいは満たそうとしているLDC諸国が成し遂げたことに留意し、満足するとともに、卒業がもたらす、貿易関連の国際支援措置が失われることを含む特定の課題を認める。我々は、LDC卒業後の加盟国の円滑かつ持続可能な移行を行うために、WTOにおける特定の措置が果たす役割を認識する。
6. 我々は、WTOへの加入の重要性を強調し、2016年7月以降新たな加入はないものの、いくつかの申請国・地域による心強い取組がなされていることに留意する。この点に関して、引き続きLDC諸国の加入に関する一般理事会ガイドラインに完全に沿いながら、我々は、特にLDC諸国の進行中の加入手続きを終えることを促進し、加入後も含めて適切な場合には、技術支援を提供することに引き続きコミットする。
7. 我々は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定第12条に従って加入した国が、加入時に市場アクセスに関するものを含む広範なコミットメントをしているという特別な状況を認識する。この状況は、交渉において考慮される。
8. 我々は、LDC諸国の、サービス及びサービス供給者並びにサービス貿易へのLDC諸国の参加増加に有利な、特惠待遇の履行に関するナイロビでの第10回閣僚会議での決定を再確認し、サービス貿易理事会に対し、LDC諸国のサービス輸出データの改善の検討、LDC諸国のサービス供給者及び特惠を提供する加盟国の市場におけるLDC諸国のサービスの消費者に関する情報の見直し、及び特惠利用を促進するベスト・プラクティスの評価を含む、ウェイバーの運用状況を見直すよう指示する。この件に関し、我々は、一般理事会に対し、次回会期で進捗状況を報告するよう指示する。

我々は、LDC諸国のための無税無枠の市場アクセスに関するバリでの第9回閣僚会議での決定を再確認し、貿易と開発委員会に対し、LDC諸国のための特惠的無税無枠の市場アクセスに関する年次レビューのプロセスを再開するよう指示する。この件に関し、我々は、一般理事会に対し、次回会期で進捗状況を報告するよう指示する。

我々は、2022年4月14日に採択された原産地規則委員会（CRO）の特惠原産地規則及びナイロビ閣僚決定の履行に関する決定（G/RO/95）を歓迎する。我々は、CROに対し、第13回閣僚会議に先立ち、その作業を一般理事会に報告するよう指示する。

我々はまた、貿易円滑化協定（TFA）の履行におけるLDC諸国のコミットメントと努力を認識する。我々は、全ての加盟国に対し、LDC諸国がカテゴリーCの最終的な期限を守ることを支援するよう求める。

我々は、LDC諸国の貿易関連のキャパシティビルディングに向けた貿易のための援助イニシアティブの重要性を認識する。我々は、そのようなプログラムは、LDC諸国によって特定された目標を優先することを勧告する。

9. 我々は、貿易の円滑化に関する委員会に対し、貿易円滑化協定に関する次回の見直し  
が完了するまで、毎年、移行問題についての専用セッションを開催するよう指示する。  
これらの専用セッションは、移行の重要性を強調し、委員会がベストプラクティスを議  
論する時間を確保するとともに、G/TFA/W/53に示される内陸開発途上国及び  
LDC諸国を含む全てのWTO加盟の内陸国が直面する制約及び課題についても議論す  
る。
10. サービス貿易は、世界経済にとって不可欠であり、世界経済の生産と雇用において大  
きな役割を果たしている。新型コロナウイルス感染症は、サービスの重要性を浮き彫り  
にし、特にLDC諸国を含む途上国メンバーにおけるサービス貿易及びサービス部門に  
重大な影響を与えた。我々は、加盟国が直面する課題や機会に考慮し、パンデミックに  
よって最も影響を受けたサービスの回復及びそれらサービスを強化する取組の重要性を  
強調する。我々は、輸出に関心のあるセクター及び供給態様に特別な注意を払うこと  
を含め、LDC諸国を含む開発途上国のグローバルなサービス貿易への参加拡大を促進す  
る必要性を強調する。我々は、サービス貿易の分野においてなすべき作業に留意する。
11. 我々は、一般理事会及びその補助機関からの報告書に留意する。これらの報告書及び  
それに基づく決定は、加盟国のWTOの作業に対する継続したコミットメントを示し、  
それによってWTOの実効性と多角的貿易体制全体が強化される。
12. 我々は、世界経済における信頼、確実性及び予測可能性を回復させ、現在及び将来の  
多角的課題に効果的に対処するために、WTOのルール及び原則に従い、WTOと他の  
政府間組織及びその他ステークホルダーとの強化された協力及び協調の重要性を認識す  
る
13. 我々は、女性の経済的エンパワーメント及び包括的かつ持続可能な経済成長に対する  
零細・中小企業の貢献を認め、発展段階の異なる国々の異なる文脈、課題及び能力を認  
め、これらの問題に対するWTO、国連貿易開発会議（UNCTAD）及び国際貿易セ  
ンター（ITC）の取組みに留意する。<sup>2</sup>
14. 我々は、気候変動及び関連する自然災害、生物多様性の喪失、汚染を含む地球環境問

---

<sup>2</sup> これらは、WTO加盟国の権利義務を変更しない（そしていかなる共同声明イニシアティブとも関係しない）分野横断的な事項に関する一般的なメッセージである。

題を認識する。我々は、WTOのマנדートに関連する限りにおいて、また、異なる経済発展段階にある加盟国それぞれのニーズと関心に整合する形で、国連2030アジェンダ及びSDGsの経済、社会及び環境の側面における促進のための多角的貿易体制の貢献の重要性に留意する。その際、我々は、持続可能な開発を実現するために、発展途上国、特にLDC諸国に対し、技術革新を通じたものを含め、適切な支援を提供することの重要性を再確認する。我々は、貿易措置と環境問題に対する措置の関係性に関する加盟国間の対話に特化した常設フォーラムとしての貿易と環境委員会の役割に留意する。

(了)